

議案第51号

葛飾区障害者福祉センター条例及び葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 9 月 16 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

児童福祉法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区障害者福祉センター条例及び葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

(葛飾区障害者福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 1 の項中「第 6 条の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改め、同表 2 の項中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項」に、「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」に改める。

(葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例（平成23年葛飾区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 6 条の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」に改める。

付 則

この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。